

平成31年度 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 ボランティア団体活動助成金 概要

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会が、ボランティア活動を振興することを目的として、ボランティア団体に活動助成金を交付するものです。

① 【助成金の対象となる団体】

助成金の対象となる団体は、次の(1)～(9)までのすべての条件を満たすこと。ただし、団体立上げ助成金の場合は、(3)、(5)を除くすべての条件を満たすこと。

- (1) 主な活動範囲及び活動拠点が市内にあり、ボランティア活動を主目的とした団体であること。
- (2) 本会与協力関係を築いていこうとする意志があること。
- (3) 「ボランティア・市民活動団体調査票」を期限までに提出していること。
- (4) 法人格を有する団体（NPO法人は除く）でないこと。
- (5) 前年度の活動実績が概ね月1回以上あること。
- (6) 前年度決算における次年度繰越金と、別会計で積立金がある場合はその総額との合計額が、前年度支出総額（繰越金は含まない）の2倍を超えていないこと。ただし明確な用途を目的として積立を行っているなどの特別な事情があり、本会会長(以下、「会長」という。)が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 活動する会員数が3名以上であり、構成員が親族のみでないこと。
- (8) 本会からの他の補助金や助成金等の交付を受けていないこと。
- (9) 宗教、政治活動等の関与がないこと。

② 【助成金の概要】

	一般活動助成金	特別活動助成金	団体立ち上げ助成金
助成金の上限額	10,000円	100,000円	30,000円
対象団体	①に該当する団体(※上記参照)	①に該当する団体であり、過去3年の間に特別活動助成金を交付されていない団体	①に該当する団体であり、結成2年以内か今年度中に立ち上げを予定しており、団体立ち上げ助成金を受けたことのない団体。発足前の場合は、団体名・会員・主要な活動・代表者・活動拠点が定まっていること。 ※一般・特別活動助成金との重複申請は不可
対象活動	継続的に行っているボランティア活動	団体が主催して行う、会員拡大のための講座、記念行事など、団体の通常の運営費では実施できない活動	団体の立ち上げ及び初期の活動
対象経費	活動を継続するために必要な経費	謝金、印刷製本費、賃借料、消耗品、通信運搬費、活動機材購入費に限る	活動機材購入費、謝金、印刷製本費、賃借料、消耗品、通信運搬費に限る

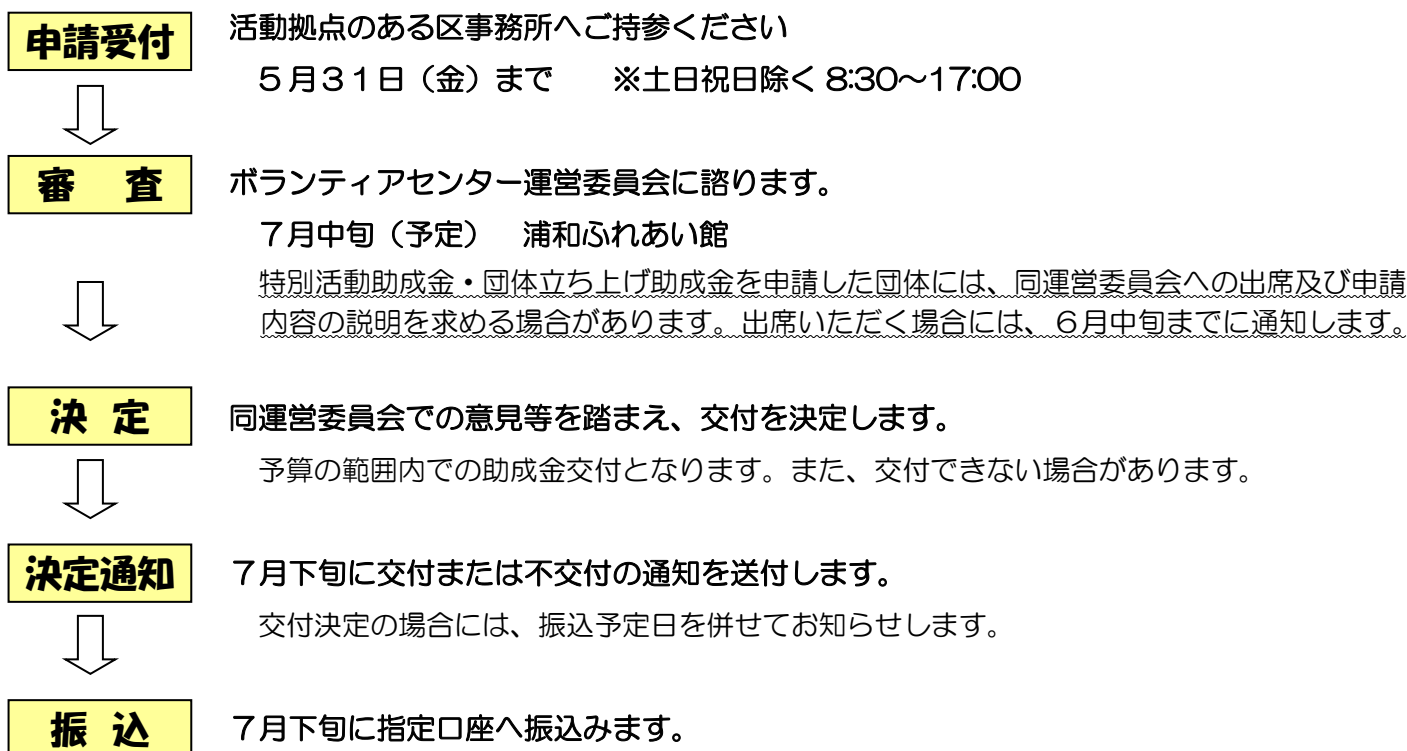
③【対象とならない活動（経費）】

- (1) 宗教・政治・営利を目的とした活動
- (2) 飲酒・飲食・慰安を目的とした経費
- (3) 特定の他団体を支援するための活動及び経費
- (4) 趣味活動など対象活動以外に使用する経費
- (5) 介護保険事業及び障害者総合支援法による障害福祉サービス事業にかかる経費
- (6) 有償での活動を行い、活動対価を活動経費に充てている場合、その経費
- (7) その他ボランティア活動経費としてふさわしくないもの

④【助成対象期間】

4月1日から翌年3月31日までの間に実施した対象活動に対して助成します。

⑤【交付までのスケジュール】



※平成31年度の活動終了後、本会が指定する日まで（交付決定通知書に記載）に実績報告書を提出してください。

実績報告書の用紙は、交付決定通知に同封します。

一般活動助成金は、実績が分かる資料（活動実態を表す写真や会報誌など）、特別活動助成金及び団体立ち上げ助成金は、領収書（写）や購入した備品・事業実施の様子がわかる写真などを添付していただきますので、必ず保管しておいてください。

【問合せ先】

さいたま市社会福祉協議会 各区事務所
(※下記リンク先でご確認ください)

<http://www.saitamashi-shakyo.jp/office.php>